

浄化槽の撤去時の清掃等について

下水道等への接続によりお使いの浄化槽を撤去する場合は、浄化槽内の汚泥の汲取りを行う必要があります。浄化槽の清掃業者へ連絡し適正に処理をしてください。

浄化槽撤去の手順

- 1 維持管理を行っている浄化槽清掃業者へ連絡して日程調整してください。
- 2 浄化槽清掃業者による汲取り、浄化槽撤去。
- 3 30日以内に浄化槽清掃業者を通じて廃止届を廃棄物対策課まで提出してください。

なお、浄化槽内に残存している汚泥を汲取りせずにそのまま浄化槽撤去し汚泥を投棄する行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為（不法投棄）となり、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（法人の場合は、3億円以下の罰金）に処せられます。



※浄化槽清掃業者やご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
豊橋市役所 廃棄物対策課
0532-51-2410